

# 令和6年度柏市地域活動支援補助金（<sup>プラス</sup>10）のご案内

## 1 概要

### (1) 補助金の目的

地域力の強化を目的として、目的を達成するにあたり生じている地域課題の解決に積極的に取り組む地域団体の活動を支援するもの。

### (2) 対象とする団体

#### ア 町会・自治会・区

（柏市行政連絡業務規則に規定する町会）

#### イ ふるさと協議会

（柏市近隣センター条例施行規則に規定する団体）

### (3) 対象事業分野

#### ア 環境美化・保全

地域環境の美化を図ることや、地域の自然環境の保全等に係るコミュニティ活動

#### イ 防災・防犯

地域の災害対応力や防犯力を向上させるコミュニティ活動

#### ウ 交流イベント等（旧：地域交流促進）

町会活動等への理解を促進させたり、住民の地域に対する愛着を強めたりするコミュニティ活動

#### エ ICT 推進

町会活動等のデジタル化を進めるコミュニティ活動

### (4) 補助金支払の対象となる期間

交付決定日～令和7年3月31日まで

※事業は令和6年4月1日から実施していただいて構いません。

### (5) 補助額等・補助対象経費

#### ア 補助回数

同一分野の補助対象事業につき、原則3回まで

#### イ 補助額

1回目：対象経費の10分の9の額で、最大10万円

2回目・3回目：対象経費の10分の8の額で、最大10万円

（事業費が100,000円に満たなくても応募可）

#### ウ 補助対象経費

謝礼金・消耗品・備品・印刷費等。詳細は7ページの「補助対象・対象外経費一覧」を御覧ください。

## 2 令和6年度の注意点

- (1) 柏市地域活動支援補助金に応募する団体は、柏市地域活動支援補助金選考委員会（以下、選考委員会という。）において、事業の説明（1団体15分（発表5分・質疑応答10分））をしていただきます。
- (2) 柏市地域活動支援補助金に応募する団体は、同一年度に複数の事業を応募することはできません。また、同一分野の事業で3回補助を受けた場合は、同一分野内では別の活動であっても、応募することはできません。
- (3) 柏市地域活動支援補助金は、地域活動（特に、コミュニティを促進するための活動）を支援するための補助金です。物品の購入のみや事業の委託のみを目的とする事業は対象となりません。購入・委託で目的が達してしまうものは、柏市地域活動支援補助金ではなく、通常の活動の費用で御対応をお願いします。
- (4) 柏市地域活動支援補助金は、新規の活動や既存の活動に+αをする活動を支援するための補助金です。地域団体のみなさまがすでに実施している活動にかかる経常経費は対象となりません。既存の活動は、柏市地域活動支援補助金ではなく、通常の活動の費用で御対応をお願いします。
- (5) 柏市地域活動支援補助金は、国や県、市や市の外郭団体からの補助金を受けている事業は、補助の対象になりません。
- (6) 応募のあと、市が既の実施している事業ではないか、法令上の問題がないか確認を行います。その後、問題がなければ応募を受付けいたします。
- (7) 柏市地域活動支援補助金は、選考委員会の審査により、補助対象経費から減額決定される場合があります。
- (8) 事業の実績報告会（令和7年4月を予定）を開催します。

### 3 手続きの流れ

#### (1) 事前相談※必須（9月20日（水）～11月15日（水））

柏市地域活動支援補助金に応募する団体は、市民活動支援課の地域づくりコーディネーターとの事前相談が必須です。より良い地域活動となるよう、地域づくりコーディネーターと一緒に応募内容の検討をさせていただきます。また、事前相談の日程については、市民活動支援課までお問い合わせください。

《市民活動支援課 Tel：04-7167-1126》

#### (2) 応募（11月16日（木）～11月30日（木））

柏市地域活動支援補助金に応募する団体は、「令和6年度柏市地域活動支援補助金応募用紙（様式1）」と「事業収支予算書（様式2）」（以下、応募書類という）を記載して、11月30日（木）までに市民活動支援課に提出してください。

応募書類は、市民活動支援課で配付しております。また、柏市 HP からダウンロード可能です。

該当ページ QR コード



#### 《提出先》

〒277-8505

柏市柏5-10-1 本庁舎 3階 市民活動支援課

電話：04-7167-1126

FAX：04-7167-6644

メール：shiminkatsudo@city.kashiwa.chiba.jp

- ・提出は、手渡し・郵便・FAX・メール全て可能です。

ただし、FAX・メールで提出する場合は、必ず市民活動支援課に電話で受信の確認をしてください。（※FAX 番号やメールアドレスが間違っていたため、応募書類が市民活動支援課に届かないと、選考委員会にかけられない可能性があります。）

#### ※市 他部署確認

仮応募いただいた応募事業について、

ア 市または外郭団体が既に実施、または類似の事業を実施しているものではないか

イ 法令上の問題はないか

ウ 市の事業方針等にそぐわない点はないか

上記について、市の関係する部署に確認を行います。

### (3) 書類修正期間（12月中）

市 他部署確認において問題がなければ、応募を受付けます。また、問題があった場合、この期間内で応募用紙の修正を受付けます。

### (4) 審査（2月）

ア 柏市地域活動支援補助金に応募した団体は、選考委員会に参加してください。

イ 選考委員会は2月中を予定しており、別途通知します。

ウ 柏市地域活動支援補助金に応募した団体は、選考委員会において、事業の説明をしていただきます。事業の説明は、発表・質疑応答を含め、1団体15分ぐらいを予定しております。

エ 選考委員会は学識経験者や市内の地縁活動従事者を予定しております。

### (5) 審査結果通知（3月）

ア 選考委員会の評価をもとに、市長が決定をします。

イ 評価項目は、次のとおりです。

(ア) ニーズ・公益性

(イ) 具体性・実効性

(ウ) 発展性

(エ) 経費積算の適正性

(オ) モデル性

ウ 審査結果は、応募団体に対し、書面をもって、3月中に通知をします。

なお、審査結果の通知は補助の開始を意味するものではありません。正式な交付手続は、別途、行なっていただきます（下記5参照）。その際、交付決定は、市の予算の範囲内となりますので、審査結果の通知の金額等に変更になる場合があります。

### (6) 合格した団体へ下記について別途ご案内いたします。

ア 補助金交付申請

イ 交付決定

ウ 備品購入など

## 4 事前説明会について

- (1) 応募を検討されている方を対象に事前説明会を開催します。
- (2) 日時：令和5年9月20日（水）10時から  
全体説明会（約30分を予定）終了後、個別相談会を実施します。
- (3) 場所：分室1 第1会議室
- (4) 定員：10団体（先着順による）
- (5) 内容：(ア) 柏市地域活動支援補助金（+10（プラス10））の応募方法や応募後の流れについて
  - (イ) 質疑応答
  - (ロ) 個別相談
- (6) その他：申し込みにつきましては、別紙ご案内のとおりです。

## 5 柏市地域活動支援補助金の交付手続き

- (1) 柏市地域活動支援補助金交付申請書（以下、申請書という）の提出  
応募事業の交付申請が認められた団体は、速やかに市民活動支援課に申請書を提出してください。申請書提出後、柏市から柏市地域活動支援補助金交付決定通知書を送らせていただきます。その後、応募事業の開始となります。
- (2) 注意事項  
書類を提出した後、増額及び事業変更はできません。

## 6 報告

- (1) 中間報告  
事業途中で簡単な中間報告書を提出していただきます。また、柏市による見学等があります。  
※地域づくりコーディネーターへ随時、行事等の連絡をいただけますと、スムーズに調整が出来ます。
- (2) 実績報告  
事業が終了したら、実績報告書を提出していただきます。年度末近くになりましたら、依頼します。
- (3) 実績報告会  
他地域の方々にも事業の成果を知っていただくため、実績報告会で発表をしていただきます。開催時期は令和7年4月を予定しています。

## 7 その他

- (1) 補助対象の事業は、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の事業に限ります。
- (2) 応募事業については、原則として変更は認められません。また、応募書類は返却いたしませんので、写しをとった上で、御提出下さい。
- (3) 応募事業が行なわれなかった場合や縮小して行なった場合、また、事業内容が補助対象事業を逸脱している場合などは、補助金の全額又は差額を返還していただきます。
- (4) 応募団体や交付決定団体の名称・内容については、柏市の広報やオフィシャルウェブサイト等で公表する予定です。
- (5) 活動や実績報告書等を元に、地域で参考になると思われる事業については、町会長等会議や柏市ふるさと協議会連合会定例会において、事業の発表を依頼する予定です。

ご相談・お問い合わせは、  
柏市市民生活部市民活動支援課  
柏市柏 5-10-1  
電話 04-7167-1126 まで



## 補助対象・対象外経費一覧

経費項目	対象となる経費例	対象とならない経費例
備品購入費	・事業実施にあたり必要不可欠と認められる備品の購入	・土地，建物，車両購入費
報償費	・催物等を開催する場合の講師謝礼 ・事業目的の遂行のため必要不可欠と認められる従事者等の資質向上のための研修講師等謝礼 ・調査及び研究に係る謝礼等	・手土産代 ・賞品，記念品等
需用費		
消耗品費	・会議資料，活動資料，プログラム，ポスター等の用紙代，材料費等	
印刷製本費	・会議資料，活動資料，プログラム，ポスター等のコピー代や冊子作成のための印刷製本費等	・団体自ら所有している印刷機で印刷した場合の印刷代
修繕費	・事業目的の遂行のため必要不可欠と認められる備品等の修繕費	
役務費		
通信運搬費	・募集案内，会議資料，活動資料等を送付するための切手代や宅配便料 ・事業目的の遂行のため新たに設けたインターネット使用料等	・補助対象事業以外のインターネット使用料等
保険料	・参加者，指導者，講師が加入する損害賠償保険等	・参加者等が任意で加入する傷害保険等
手数料	・各種申請手数料	
委託料	・催物等を開催する場合の会場設営費	・当該補助事業の再委託経費 ・事務所の管理委託経費
使用料及び賃借料	・備品の使用料 ・催事等を開催する場合の会場使用料	・団体自ら所有している施設等の使用料
旅費	・講師，指導者，補助者の活動場所までの交通費の実費，会議に出席するための交通費の実費 ・講師等との打ち合わせに要した交通費の実費	・参加者の交通費 ・団体構成員の日常の活動に要する交通費
人件費	※ 補助対象になりません。	・給料，手当，臨時雇い賃金等
食糧費	※ 補助対象になりません。	・参加者及び団体構成員に供する飲食代 ・茶菓子代 ・調理等の材料費

### 【注 意】

- ・旅費は合計した金額が補助対象経費の20%が限度となります。
- ・備品購入代は，特に，事業目的の遂行のため必要不可欠であることを応募用紙等で明記してください。
- ・補助事業に要する経費として特定が難しいもの，事業参加者の負担が適当と考えられるもの，地縁団体として必要範囲を超えるものについては対象になりません。
- ・すべての項目において，役員または役員が経営に関与している会社，団体等への支出は補助経費として認められません。